

## 茂原高校 特別指導規程（一部抜粋）

本校生徒として、その本分に反する行為を行った者に対し、教育上必要があると認められるときは、特別指導を加える場合があります。

特別指導の基準は、下記表のとおりです。

	行 為	指 導 期 間
1	窃盗・万引・占有離脱物横領	謹慎 7 日以上
2	故意の公共物破損	校長注意以上
3	恐喝	謹慎 7 日～30 日
4	暴行・傷害	謹慎 7 日～30 日
5	飲酒・喫煙（所持も含む）	謹慎 5 日以上
6	飲酒・喫煙同席	生徒指導部長注意以上
7	シンナー・覚醒剤などの薬物乱用	謹慎 15 日～30 日
8	いじめ・暴言	生徒指導部長注意～謹慎 30 日
9	情報モラル違反・SNS 上の問題 （誹謗・中傷、不適切な投稿等）	生徒指導部長注意～謹慎 15 日
10	不健全娯楽場への出入り	生徒指導部長注意～謹慎 10 日
11	無断外泊	学年主任注意以上
12	不純異性交遊	学年主任注意～謹慎 15 日
13	テスト不正行為	謹慎 5 日以上、該当科目 0 点
14	怠学	生徒指導部長注意～謹慎 5 日
15	深夜徘徊	生徒指導部長注意以上
16	無免許運転	謹慎 7 日～15 日
17	高校生等が運転する車・バイクへの同乗 （法令に反するもの）	謹慎 5 日～15 日
18	暴走行為参加	謹慎 7 日～15 日
19	交通事故	会議により決定
20	不正乗車	謹慎 5 日～15 日
21	無届けのアルバイト	生徒指導部長注意以上
22	自転車二人乗り	生徒指導部長注意以上
23	頭髪違反	生徒指導部長注意以上
24	その他の違反等	会議により決定
25	事情聴取拒否	謹慎 3 日以上
26	上記の 25 項目に該当する行為を重ねた場合	会議により決定

※期間に幅のあるものに関しては、その内容を審議し指導内容を決定します。

学校教育法に基づく懲戒処分に係わる規定は次の通りです。

## 茂原高校 懲戒処分規程

第1条 この規程は、学校教育法第11条及び施行規則第26条、千葉県立高等学校管理規則第42条、43条及び本校校則第38条の規定に基づき問題となる行為を行った生徒を懲戒するため、その手続き及び方法を定めるものである。

第2条 懲戒処分は退学、停学及び訓告とする。

第3条 停学は30日を限度とし必要な期間登校を禁止する。この間、保護者の監督のもと家庭において謹慎する。また必要に応じ登校させ謹慎させる。

第4条 生徒が問題となる行為を行った場合、生徒指導部は事情を調査したうえで懲戒処分案を作成し職員会議に提案する。職員会議の審議を経て校長が処分を決定する。

第5条 長期休業中等緊急を要するために職員会議が開催できない場合、生徒指導部は懲戒処分案を作成し校長と協議し校長が決定する。ただし生徒指導部は直近の職員会議で処分に至った経過及び処分内容を報告し了解を得る。

第6条 処分を受けた生徒が再び問題となる同一行為を行った場合、前回より厳しく処分する。

第7条 処分の告知は保護者の参加を得て、ホームルーム担任、当該学年主任、生徒指導部長及び教頭立ち会いのもと、校長が行う。

第8条 停学処分を受けた生徒の解除は、職員会議の審議を経て校長が決定する。

第9条 この規程に定めがない場合には、その都度職員会議で審議する。